

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用の許可の取消し等		
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例第11条、堺市立町家歴史館条例施行規則第10条		
所 管 課	歴史遺産活用 部 文化財 課		
処 分 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例】 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第8条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (使用の制限)</p> <p>第10条 市長は、条例第8条第2項及び第11条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けないで物品の販売等のために使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、対象施設の管理上支障があり、市長が不適当であると認めるとき。 		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <hr/> <p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>・聴聞</p> <hr/> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第号に規定する「するとき」に該当するため、手續を省略する。</p> <hr/>	・弁明